

お知らせ

教育委員会定例会

時 6月29日(月)9:30～
所 藤代庁舎301会議室
問 教育総務課☎内線2011

資産・所得等報告書閲覧

市政治倫理条例に基づき市長・副市長・教育長から令和2年度に提出された資産等報告書と所得等報告書が閲覧できます。

時 令和7年5月30日(金)まで(平日8:30～17:15)

所 総務課
問 総務課☎内線1125

特別弔慰金支給 出張受け付け

戦没者等の死亡当時の遺族の方に支給される「第十一回特別弔慰金」の出張受け付け(相談)を行います。

時 6月22日(月)～26日(金)9:00～16:00

所 藤代庁舎
時 令和2年4月1日(基準日)現在の請求者の戸籍抄本・印章(認め印)
※必要書類などは、請求者によって異なります。事前にお問い合わせください。手続きには時間がかかることがありますのでご了承ください。
◎要件など詳しくはホームページをご覧ください。
問 社会福祉課☎内線1316



取手市 戦没者等
ご遺族

児童手当を受給している方は現況届の提出を忘れずに

「現況届」の提出は、引き続き児童手当を受給する資格があるかを審査するために必要です。提出がないと、手当の支給が保留となります。

■現況届を6月12日に発送しました必要書類を添えて、期限までに提出してください。現況届が届かない場合は、お問い合わせください。

申 ▶必要書類：受給者の健康保険証の写し(国民健康保険加入者は不要)
※お子さんと別居の方は「別居監護申立書」も必要です。必ずお子さんの個人番号を記入してください。

▶提出方法：同封の返信用封筒で返送
■マイナポータル(ぴったりサービス)からも申請ができます

添付書類(受給者の健康保険証などの写し)は別途提出が必要です。詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。

締 6月30日(火)
問 子育て支援課☎内線1346



マイナポータル
ぴったりサービス

国民健康保険税 軽減対象の拡大と課税限度額の引き上げ

■軽減対象が拡大
世帯主と加入者の所得金額の合計が次の基準に該当していると、均等割額と平等割額が軽減されます。

▶5割軽減…33万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)以下
▶2割軽減…33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下

■課税限度額の引き上げ
医療保険分が2万円、介護保険分が1万円引き上げられました。

問 国保年金課☎内線1364

後期高齢者医療保険料 保険料率と軽減の見直し

後期高齢者医療保険料は、保険料率と軽減措置の見直し、保険料の賦課限度額の引き上げがありました。詳しくは折り込みの「令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました」をご覧ください。

問 国保年金課☎内線1368

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 納税(入)通知発送

■納税・納入通知書の発送

時 7月15日(水)
■年金からの特別徴収(引き落とし)決定通知の発送

時 7月31日(金)
※年金からの特別徴収(引き落とし)が2年目以降の方は、4月・6月・8月の保険税(料)は今年2月と同じ金額とし、10月・12月・来年2月で残りの保険税(料)を調整します。

問 国保年金課
国民健康保険…☎内線1364
後期高齢者医療保険…☎内線1368

国民健康保険・後期高齢者医療保険 保険証を郵送

時 7月上旬(7月末までに郵送が終了する見込み)

対 国民健康保険被保険者証：世帯主
後期高齢者医療被保険者証：加入されている方

■配達時に不在の場合
8月2日(日)までは郵便局で保管されますが、3日(月)からは市役所(旧藤代地区の方は藤代総合窓口課)での受け取りになります。市からの再郵送は行いません。ご注意ください。

■駅前窓口や取手支所での受け取り事前にご連絡ください。

◎国民健康保険被保険者証を世帯主以外の方が受け取る場合は委任状が必要です。

問 国保年金課
国民健康保険…☎内線1364
後期高齢者医療保険…☎内線1369

20歳になったら国民年金に加入しましょう

20歳以上の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

■加入手続きは不要
20歳になってからおおむね2週間以内に加入のお知らせが届きます。

■保険料を納めることが困難な場合
保険料の納付猶予制度や学生納付特例制度を利用される方は、市役所や年金事務所での手続きが必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

◎納めた保険料は、全額が社会保険料控除となります。

申 土浦年金事務所・市国保年金課・取手支所・藤代総合窓口課のいずれかの窓口で申請

問 国保年金課☎内線1371、土浦年金事務所☎029-825-1170

医療福祉費支給制度(マル福) 受給者証7月から切り替え

時 市で確認できた有資格者に、新しい受給者証を6月下旬に発送

対 母子家庭・父子家庭・重度心身障害がある方で、医療福祉費支給制度(通称・マル福)の受給者証をお持ちの方

問 国保年金課☎内線1367



取手市 医療費福祉制度マル福

医療福祉費支給制度(マル福) 新たに受給者となるには

対 資格があっても、前年の所得申告がない方や、令和2年1月2日以降に転入した方など

申 国保年金課・藤代総合窓口課・取手支所のいずれかの窓口で申請

■重度心身障害のある方が助成を受けられる場合

所得制限に加え次の要件があります。
▶身体障害者手帳1・2級の方、内部障害(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルス・肝臓機能障害)3級の方

▶県児童相談所や県福祉相談センターで知能指数が35以下と判定された方

▶身体障害者手帳3級の方で、同相談所や同センターで知能指数が50以下と判定された方

▶特別児童扶養手当1級に該当する方

▶障害年金1級に該当する方

▶精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方

■重度心身障害のある65歳以上の方が助成を受けられる場合

後期高齢者医療制度への切り替えが必要です。

問 国保年金課☎内線1367

集中連載企画

私は ●●を やってます

第3回

市内の皆さんの家での新しい過ごし方を紹介する企画です。新しい趣味の発見につながるかも?

問 広報広聴課☎内線1141



「私はウチョウランの園芸をやってます」 まーぼーさん

ずっと育てていた方から今年の2月にもらい受け、5月に咲きました。花が咲くのを心待ちにしていたので、とてもうれしいです。大切に育てているので、雨の日は家の中に入れてあります。ツバキの模様の鉢がお気に入りです。

投稿写真を募集中!

「私は●●をやってます」のコーナーは、市内の皆さんが自宅でのように過ごしているか、写真とともに紹介しています。

ご自分が何かをしている様子や、作り上げたもの、新しく始めた趣味など、投稿してみませんか?皆さんの応募をお待ちしています。

応募のルールや方法を
市ホームページで紹介!